

平成 21 年 12 月 4 日
企業会計基準委員会

企業会計基準第 24 号

**「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び
企業会計基準適用指針第 24 号**

**「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の
適用指針」の公表**

公表にあたって

企業会計基準委員会では、会計基準の国際的なコンバージェンスの取組みを進めるにあたり、国際的な会計基準で見られるような、会計方針の変更、表示方法の変更及び誤謬の訂正が行われた場合の過去の財務諸表の遡及処理に関する取扱いや、会計上の見積りの変更に関する取扱いについて審議を重ねてまいりました。

今般、平成 21 年 11 月 26 日開催の第 190 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準（以下「本会計基準」という。）及びその適用指針（以下「本適用指針」という。）また本会計基準と本適用指針を合わせて、以下「本会計基準等」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本会計基準等につきましては、平成 21 年 4 月 10 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本会計基準等の概要

以下の概要は、本会計基準等の内容を要約したものです。

■ 本会計基準等における会計上の原則的な取扱い

	会計上の原則的な取扱い
会計上の変更	
会計方針の変更	遡及処理する ¹ （遡及適用）
表示方法の変更	遡及処理する（財務諸表の組替え）
会計上の見積りの変更	遡及処理しない
過去の誤謬の訂正	遡及処理する（修正再表示）

■ 会計方針の変更の取扱い

➤ 会計方針の変更に関する原則的な取扱い（本会計基準第6項及び第7項）

(1) 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合

会計基準等に特定の経過的な取扱い（適用開始時に遡及適用を行わないことを定めた取扱いなどをいう。以下同じ。）が定められていない場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められている場合には、その経過的な取扱いに従う。

(2) (1)以外の正当な理由による会計方針の変更の場合

新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する。

➤ 原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱い（本会計基準第8項及び第9項）

(1) 当期の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することはできるものの、表示期間のいずれかにおいて、当該期間に与える影響額を算定することが実務上不可能な場合には、遡及適用が実行可能な最も古い期間（これが当期となる場合もある。）の期首時点で累積的影響額を算定し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。

(2) 当期の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。

➤ 会計方針の変更に関する注記（本会計基準第10項から第12項）

会計方針の変更を行った場合で、当期又は過去の期間に影響があるとき、又は将来の期間に影響を及ぼす可能性があるときは、当期において、会計方針の変更の内容及び影響を受ける過去の財務諸表の主な表示科目に対する影響額等を注記する。遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合等で、表示する過去の財務諸表について遡及適用を行っていないときには、表示期間の各該当期間において、実務上算定が可能

¹遡及処理が行われた場合、過去の期間における遡及処理の累積的影響額は貸借対照表上、遡及処理後の当期の期首の残高に反映される。このため、企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」を別途改正し、現在株主資本等変動計算書に表示されている各項目の前期末残高は当期首残高に変更した上で、遡及処理を行った場合には、表示される最も古い期間の当期首残高に対する累積的影響額としてその金額を別途表示することを予定している。

な影響額等を注記する。

また、既に公表されているものの、未だ適用されていない新しい会計基準等がある場合には、新しい会計基準等の適用による影響に関する記述等を注記する。

■ 表示方法の変更の取扱い（本会計基準第 13 項から第 16 項）

財務諸表の表示方法を変更した場合には、原則として表示する過去の財務諸表について新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行い、組替えの内容等を注記する。

■ 会計上の見積りの変更の取扱い

➢ 会計上の見積りの変更に関する原則的な取扱い及び注記（本会計基準第 17 項、第 18 項及び第 57 項）

会計上の見積りの変更は、当該変更が変更期間のみに影響する場合には、当該変更期間に会計処理を行い、当該変更が将来の期間にも影響する場合には、将来にわたり会計処理を行う。また、変更の内容や影響額等を注記する。

なお、固定資産の耐用年数の変更等について、従来認められていた臨時償却は廃止される。

➢ 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の取扱い（本会計基準第 19 項及び第 20 項）

会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合については、会計上の見積りの変更と同様に取り扱い、遡及適用は行わない。ただし、注記については、変更の内容及びその影響額のほか変更を行った正当な理由等に関する記載を行う。

なお、有形固定資産等の減価償却方法及び無形固定資産の償却方法は、会計方針に該当するが、その変更については、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合として取り扱う。

■ 過去の誤謬の取扱い（本会計基準第 21 項及び第 22 項）

過去の財務諸表における誤謬が発見された場合には、修正再表示を行い、過去の誤謬の内容や影響額等を注記する。

■ 適用時期（本会計基準第 23 項）

平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から適用する。ただし、未適用の会計基準等に関する注記（本会計基準第 12 項）については平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。

四半期財務諸表における取扱いについて

本会計基準等は、年度の財務諸表における会計上の変更及び過去の誤謬の訂正に関する会計上の取扱いについて定めています。

当委員会は、四半期財務諸表に固有の遡及処理等に関する取扱いについて、引き続き、必要な検討を行う予定です。

以 上